

無秩序なライドシェアの導入に反対し、タクシー事業の維持・確保を求める意見書

近年、社会的に認められる“シェアリング”のひとつとして、スマートフォン等のアプリケーションにおいて、運転者と利用者を仲介、一般運転者が自家用車を用い有償旅客運送を行う「TNC サービス型ライドシェア」の容認を求める動きが出てきている。

このようなライドシェアは、事業主体が運行管理や車両整備等について責任を負わず、自家用車の一般運転者のみが運送責任を負うことを前提としており、このような形態の旅客運送を有償で行うことは、安全の確保、利用者の保護等の観点から問題がある旨の指摘がなされている。

一方、タクシー事業は、少子高齢化が急速に進展する中、免許返納者を含む高齢者や障がい者等の交通弱者にとって、不可欠な移動手段であるとともに、多様化する利用者のニーズに対応し、自治体等の要望を踏まえた乗合タクシーの展開に取り組むなど、地域公共交通の一つとして大きな役割を担っている。

このような中で、ライドシェアが導入され無秩序に展開されることとなれば、路線バス、鉄道を含めた地域公共交通に大きな混乱をもたらすおそれがあるとともに、道路運送法等の関係法令を遵守し、安全・安心な輸送サービスを提供するタクシー事業の根幹を揺るがしかねない。

よって、国においては、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 安全の確保、利用者の保護等の観点から無秩序なライドシェアの導入は行わないこと。
- 2 地域の公共交通として、大きな役割を担っているタクシー事業と社会生活面でニーズが高まると推測される交通機関のシェアリング事業が協調し、共に発展できる諸施策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月15日

山形県飽海郡遊佐町議会議長 土 門 治 明

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あて
国 土 交 通 大 臣
内閣府特命担当大臣（規制改革）